

競争的研究費等の運営・管理に関する規程

株式会社コノラボ

（目的）

第1条 この規程は、株式会社コノラボ（以下「当社」という。）における競争的研究費等の運営・管理について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に基づき、責任体系および事務処理手続その他必要な事項を定め、競争的研究費等の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「競争的研究費等」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人その他の資金配分機関から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「構成員」とは、当社の役員および従業員のほか、競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての者をいう。

（最高管理責任者）

第3条 当社に、機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

（統括管理責任者）

第4条 当社に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、当社の規模および組織構成に鑑み、最高管理責任者がこれを兼ねる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の具体的な実施計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 当社に、競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）不正防止を図るため、競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育および啓発活動を実施すること。

（2）競争的研究費等の管理・執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

（構成員の責務および誓約）

第6条 構成員は、競争的研究費等の使用に関する関係法令、資金配分機関の定める使用ルールおよびこの規程その他当社規程を遵守しなければならない。

2 競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員は、コンプライアンス教育の受講に際し、これらの遵守を誓約する誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。

（予算執行および発注）

第7条 競争的研究費等による物品等の発注は、交付目的および使用ルールに適合することを確認のうえ行う。一定金額以上の発注を行う場合は、複数の見積りの徴取その他の方法により、取引の合理性および経済性を確認する。

（検収）

第8条 競争的研究費等により購入した物品等については、発注内容との一致（品名、仕様、数量等）を確認する検収を実施し、その記録を保存する。役務についても、成果物等により履行を確認する。

（旅費および謝金）

第9条 出張および謝金の支払いにあたっては、用務の事実および支払根拠を確認できる証憑書類を整備し、実態と乖離のない適正な執行を行う。

（取引業者との関係）

第10条 当社は、取引業者との癒着を防止するため、一定の取引実績または取引金額を有する業者に対し、不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出を求めるものとする。

2 構成員は、取引業者から社会通念を超える利益供与を受けてはならない。

（研究倫理教育およびコンプライアンス教育）

第11条 競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員は、研究倫理教育教材（APRIN eラーニングプログラム等）およびコンプライアンス教育を毎年度受講しなければならない。受講状況は記録し、保存する。

（相談および告発の窓口）

第12条 競争的研究費等の使用に関する相談ならびに不正の告発等を受け付けるため、機関内窓口および外部窓口を設置し、その連絡先、受付方法および告発者の保護を含む手順をホームページ等により機関内外に公表する。

2 窓口の運用、告発者の保護および調査手続については、「公的研究費の不正防止に関する規程」および「研究活動における不正行為への対応に関する規程」の定めるところによる。

（内部監査）

第13条 最高管理責任者は、競争的研究費等の適正な管理を確認するため、執行部門から独立した外部専門家（税理士等）に委嘱して、毎年度、内部監査を実施する。

2 内部監査の結果は最高管理責任者に報告し、指摘事項がある場合は速やかに改善を行う。

（情報発信）

第14条 当社は、競争的研究費等の不正への取組に関する方針、責任体系および相談・告発窓口を、当社ホームページにおいて公表する。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。